

## ○(仮称)道の駅「西南」新築(建築)工事請負契約の締結

**可決**

要旨…(仮称)道の駅「西南」の新築工事について、1億8,326万円で株式会社照甲組と契約を締結しようとするもの。完成期限は令和2年6月30日。

### 質 疑

- 質問…今回は建築工事に関して議決を求められているが、開業するまでの工程表はできているか。
- 答弁…この後、機械設備や電気設備の工事、さらに来年になると思うが関連する県の工事等が入ってくる。それらの契約がしっかり決まらないと具体的な工程は見えてこない。

道の駅完成予想図  
(※公募により名称は「はなまき西南」に決定しました)



## ○国土利用計画花巻市計画(第2次)の策定

**可決**

要旨…現行計画策定から10年が経過しており、近隣市における企業立地の動向や本市を取り巻く状況変化に応じて、土地利用転換構想を計画に反映させる必要があるため、現行計画を改定し令和7年度を目標年度とする第2次計画を策定するもの。

### 質 疑

- 質問…本計画は大まかに農地や森林を減らして、住宅地や工業用地を増やすものとなっているが、工業用地66ヘクタールの場所と面積は。また、都市的土地利用の沖田地区(上諏訪)の面積はどれほどか。
- 答弁…南寺林12ヘクタール、二枚橋5ヘクタール、流通業務団地付近5ヘクタール、実相寺山の神地区28ヘクタール、スマートインター予定地付近13ヘクタール、既存立地企業の工場分3ヘクタール。なお、沖田地区の面積は15ヘクタールである。
- 質問…産業団地誘導の場合、ある程度この場所にはこういう業種というように絞っているのか、どの業種が来てもよいのか。
- 答弁…現時点で、この場所にこの業種と絞っているものではない。今後いろいろな状況の調査、ニーズを踏まえながら検討していく。
- 質問…目標年度の令和7年度には産業団地や住宅造成で用地が大体埋まるのか、達成できるという事前での見込みか、計画のまま終わるといふこともあるか。
- 答弁…令和7年度の土地利用の構想を見込んでの計画である。目標数値になっているが必ずしもその数値になるというものではない。開発計画が出てきた場合、およそそういう数値になるであろうという数値である。

# ○令和元年度花巻市一般会計補正予算 (第2号)

可決

要旨 … 歳入歳出予算の総額に8億8,703万7千円を追加するもの。主な内容は助産師等確保対策、道の駅石鳥谷の施設再編整備、イーハトーブ花巻応援寄付金の推進、振興センター等整備事業など。

## 質疑

○質問 … 助産師等確保対策事業費1,035万2千円の具体的内容は何か。  
 ○答弁 … 市内の産科医療機関に助産師あるいは看護師として就職される方へ支援するもの。就職にあたっての必要経費への補助金交付、就職される方の0歳～2歳の子どもの保育料助成、家賃支援、奨学金の返済支援、貸付金などである。

## 令和元年 第2回定例会 【審議結果】

※賛否が分かれた議案番号および議案名は 次の表のとおりです。  
 また、議員ごとの賛否は下の一覧表のとおりです。

議案番号	議案名
64	花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例
65	花巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
70	令和元年度花巻市一般会計補正予算(第2号)
74	平成30年度花巻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
75	平成30年度花巻市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案番号	市民クラブ																平和環境 市民クラブ			日本共産党花巻 市議会議員団			会派に所属 しない		審議結果		
	横田忍	佐藤現	伊藤盛幸	高橋修	瀬川義光	内館桂	鎌田幸也	佐藤峰樹	盛岡耕市	藤原伸	伊藤源康	藤原晶幸	羽山み子	佐藤明	本館憲一	近村晴男	照井省三	若柳良明	阿部一男	久保田彰孝	照井明子	櫻井肇	菅原ゆかり	藤井幸介		大原健	
64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	可決	
65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	可決
70	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	可決
74	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
75	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定

○は賛成、●は反対、議長は表決に加わりません。上記以外の議案は全会一致で可決。

### 新たな過疎対策法制定に 関する意見書を提出

定例会最終日には、総務常任委員会委員長から意見書の提出について提案されました。

過疎債の70%が後年度に交付税措置される過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月に失効を迎えることから、次の3つの要望を付した意見書です。審議の結果、全会一致で可決されました。

1 現行過疎法の期限終了後も、引き続き過疎地域の振興が図られるよう、現行法の延長または新たな過疎対策法を制定すること。

2 現行過疎法の期限終了後も、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。

3 現行過疎法の期限終了後も、現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を引き続き設けること。

※意見書全文は市ホームページに掲載しております。